

令和8年9月2日

家族休暇制度を取得する際の注意点

沖縄県立北中城高等学校

- ① 家族休暇を取得する際は、事前に担任へご相談ください。
- ② 家族休暇の取得を検討する際は、年間行事計画を参考にしてください。
ただし、年間行事計画は変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 家族休暇を取得できない日について
 - ・年間行事計画表において黄色で示されている日は、**家族休暇を取得することができません。**
 - ・家族休暇を取得できない日は、原則として、学校全体で実施する学校行事の日および定期考査の日です。
 - ・定期考査や学校行事は、台風や学級閉鎖等の影響により、日程が変更となる場合があります。そのため、できるだけ定期考査や学校行事の直後の日に家族休暇を取得することはお控えください。
 - ・家族休暇を取得できる日であっても、学年ごとの行事や各種ガイダンスなど、教育活動が予定されている場合があります。取得に当たっては、事前に学校行事や学年の予定等をご確認ください。

【参考】県立学校家族休暇制度について（沖縄県教育委員会ウェブサイトより）

制度開始日 令和8年4月1日

対象 全県立学校の幼児・児童・生徒

取得できる日数 年間3日まで（1日単位・分散取得可）

取得した休暇の取扱い 出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

取得できない日

- ・学校行事や定期テスト等がある日
- ・学校が「取得できない日」と定める日

※学校によって異なりますので、学校からの資料をご確認ください。

※本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません（高校生・高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修する特支高等部の生徒のみ）。

対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。